

はしがき

本書は、保険会社の役職員、保険商品を取り扱う銀行等金融機関の行職員、その他保険代理店を営む金融事業者の役職員の方々に向け、保険業を取り巻く法令等・各種規制について、体系的にとりまとめたものです。

わが国は、生命保険を例にとれば世帯加入率が約9割という保険大国であるところ、社会情勢の変化に伴い、保険商品の種類や販売形態の多様化が進んでいます。

こうしたなか、平成28年5月に施行となった改正保険業法においては、新しい募集ルールとして「意向把握義務」と「情報提供義務」が創設され、また保険代理店の「体制整備義務」が規定されています。

さらに、金融庁は、平成26事務年度の金融モニタリング基本方針において、顧客ニーズに応える経営を求め、平成28事務年度の金融行政方針以降、「フィデューシャリー・デューティー」をキーワードとして打ち出しました。今、各金融事業者は、主体的かつ自発的に「顧客本位の業務運営」を行うことが求められています。そのために、金融事業者の役職員は、金融行政を取り巻く昨今の環境変化を強く意識しつつ、金融事業者に求められる「高度の専門性」と「職業倫理」を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、「顧客の最善の利益」を図ることが求められており、こうした業務運営が企業文化として定着していくように努めなければなりません。

本書では、これらの背景を踏まえ、保険コンプライアンスに携わるすべての人に強く求められる「高度の専門性」と「職業倫理」を学ぶため、①保険業を巡る法規制等、②保険の募集から支払まで、③銀行窓販、④資産運用規制、⑤内部管理体制と順を追って構成されており、⑥最後の終章においては、保険業を巡る当局規制の経緯や、保険募集規制の見直しの来歴も振り返りながら、保険業法改正の内容とその本義について解説しています。近時の規制内容および動向を正しく理解するために、具体的内容はまず第1章から、また、より深く経緯・背景を踏まえた上で保険業務に関する規制を知りたい方は、終章から読み進められることもお勧めいたします。

本書は、特に、保険分野に精通した執筆陣にご執筆を頂き、認定試験「保険コンプライアンス・オフィサー2級」の参考図書として、試験の出題範囲についても配慮して構成されております。

本書の刊行にあたっては、ご執筆を頂いた皆様、また制作過程において貴重なご示唆・ご意見を頂戴した方々に深謝申し上げる次第です。

本書が、保険ビジネスに関わる読者の実務の一助となることを願ってやみません。

2017年7月

経済法令研究会

目 次

はしがき

第1章 保険制度とコンプライアンス

第1節 保険業に関与する者にとってのコンプライアンス ……2

第2節 保険業法を中心とする保険会社に係るコンプライ
アンス態勢 ……6

1 保険業法 6

2 金融行政方針とフィデューシャリー・デューティー 13

3 金融庁の手引書——保険検査マニュアル・保険会社向けの
総合的な監督指針 16

4 行政処分 21

5 生命保険協会・日本損害保険協会の自主ガイドライン 24

第3節 保険会社・代理店に対する法令による規制 ……29

1 私法の基本法令——民法・消費者契約法・保険法 29

2 金融商品販売法 45

3 金融商品取引法 48

4 独占禁止法 48

5 景品表示法 52

6 個人情報保護法 58

7 個人番号利用法 67

8 犯罪収益移転防止法 71

9 租税回避を防ぐ目的の国際的な法令等遵守 79

第2章 保険契約の募集・締結・保全・支払とコンプライアンス

第1節 保険募集	88
1 保険募集人	88
2 保険募集	93
3 募集関連行為	95
4 意向把握義務	97
5 情報提供義務	106
第2節 保険募集人の体制整備義務	121
1 保険募集人の体制整備義務	121
2 募集関連行為に関する体制	130
3 比較説明・推奨販売に係る体制	131
4 大規模な特定保険募集人に係る体制	137
5 フランチャイズ代理店に係る体制	138
6 テレマーケティング代理店に係る体制	142
第3節 保険募集における禁止行為	144
1 規制の対象主体	144
2 法300条1項の禁止行為	145
3 自己契約・特定契約（法295条1項）	164
4 特定保険契約に係る金商法準用による規制（法300条の2）	170
第4節 保険の引受・解約等	187
1 保険契約の成立	187
2 クーリング・オフ	187
3 契約の失効・復活	189
第5節 保険金等の支払	190
1 保険金等支払に関する不適切な取扱い	190

- 2 保険会社における保険金等支払管理態勢の整備 191
- 3 免 責 202
- 4 解 除 203

第3章 銀行窓販とコンプライアンス

- 第1節 銀行窓販規制総論 212
- 第2節 非公開情報保護措置 213
 - 1 非公開情報保護措置規制 213
 - 2 非公開金融情報・非公開保険情報 213
 - 3 保険募集に係る業務 214
 - 4 書面その他の適切な方法による顧客同意の事前取得 215
- 第3節 保険募集制限先規制 219
 - 1 保険募集制限先規制の概要 219
 - 2 事業に必要な資金の貸付け 219
 - 3 常時使用する従業員 220
 - 4 監督指針により求められる措置 220
- 第4節 融資担当者分離措置 223
 - 1 融資担当者分離措置規制 223
 - 2 事業に必要な資金の貸付け 223
 - 3 顧客と応接する業務を行う者 224
- 第5節 タイミング規制 225
 - 1 タイミング規制 225
 - 2 貸付けの申込みを行っていること 225
 - 3 融資申込みの確認方法 226

第6節 特定関係者の「知りながら規制」	227
1 特定関係者の「知りながら規制」	227
2 銀行融資の有無の確認	227
第7節 保険募集に関する指針	229
1 保険募集に関する指針の策定等義務	229
2 保険募集指針の周知	230
3 引受保険会社に係る明示等	230
4 取扱商品一覧表の交付	230
5 苦情・相談等の受付先の明示等	231
6 記録・保管	231
第8節 法令等遵守責任者の設置	233
1 法令等遵守責任者の設置義務	233
2 人選・配置方法	233
第9節 預金との誤認防止に係る書面確認	235
1 預金との誤認防止措置に係る書面確認義務	235
2 書面確認の方法	236

第4章 資産運用規制とコンプライアンス

第1節 資産運用に係る規制	240
1 資産運用の基本原則	240
2 保険業法上の規制	240
第2節 有価証券取引規制	244
1 インサイダー取引規制等	244
2 風説の流布の禁止	248

- 3 損失補てんの禁止 249
- 4 相場操縦の禁止 250

第3節 融資取引 251

- 1 不当な取引制限（貸出金利に関わる共同行為） 251
- 2 融資の予約 252
- 3 浮貸し（融資の媒介） 253
- 4 情実融資と特別背任 253
- 5 マネー・ローンダリング 254
- 6 違法な回収 258

第4節 不動産取引 259

第5章 内部管理体制とコンプライアンス

第1節 保険会社における内部管理 262

- 1 保険会社の内部統制（経営管理体制） 262
- 2 保険会社の内部管理 262
- 3 支社の内部管理 281
- 4 外部委託管理 284

第2節 苦情処理体制 286

- 1 苦情処理体制の整備 286
- 2 ADR制度（生命保険協会・損害保険協会） 288

第3節 人事労務管理 291

- 1 職員の雇用形態 291
- 2 ハラスメントの防止 295
- 3 労働時間管理・三六協定 301

第4節 不祥事件等への対応 307

1 不祥事件等への対応 307

2 内部通報制度 310

第5節 反社会的勢力への対応 315

1 反社会的勢力の排除、関係遮断の意義 315

2 暴力団排除条例 316

3 反社会的勢力との関係遮断に向けた体制整備 317

終章 保険制度の規制の方向性と平成26年保険業法改正

1 保険業法1条——規制目的と規制方針 324

2 拘束的規制の弊害 326

3 保険募集規制の本格的見直し 329

4 平成25年保険WG報告書——平成26年保険業法改正へ 332

第 1 節

保険業に関与する者にとっての コンプライアンス

過去、食品に関する各種偽装事件、顧客情報の情報流出事件、粉飾決算、有価証券報告書への虚偽記載などの不祥事案が起きるたびにコンプライアンスの遵守が叫ばれ、コンプライアンスに違反した企業は、経営危機に陥るなど強い社会的制裁を受けてきた。しかし、コンプライアンスという用語は多義的であり、何を行う必要があるのかイメージしづらいのも事実である。そこで、はじめに保険業務に関与する上で、コンプライアンスをどのように理解するべきかについて、保険業の役割、特色に遡って考えていきたい。

保険制度は、古代ギリシャ時代の海上輸送に起源をもち、中世地中海世界において海上保険として確立し、その後、生命保険、損害保険、医療保険等の第三分野保険に発展し、現在では、企業、個人を問わず、経済活動において不可欠の役割を果たしている。つまり、保険は道路、通信などと並ぶ「インフラ」であるといえ、保険契約者から保険料を収受し、保険事故が発生したときに保険金を支払う「保険業」には、業務の「公共性」（保険業法 1 条）が認められる。

また、保険とは、「一定の偶然な事故に起因する経済上の不安定の除去ないし軽減を目的とする複数の経済主体の結合を前提とした共同備蓄制度」（保険研究会編『最新保険業法の解説』）である。保険契約は同種の危険に曝されている経済主体における「助け合い（相互扶助）の仕組み」といえ、保険料の支払いと偶然の事実の発生による保険給付とが対立関係にあるので、保険契約に参加する前提として、情報の提供、偶然の事実の調査などの場面において「公正」であることが求められる。

このように、保険制度の持つ「業務の公共性」や「助け合い（相互扶助）の仕組み」という性質に鑑み、保険業を規律する保険業法の第 1 条は、「保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営」および「保険募集の公正」を確保することにより、「保険契約者等の保護」を図り、もって「国民生活の

安定及び国民経済の健全な発展に資すること」を、保険業法の目的としている。保険会社、保険代理店等、保険業務等に関わる企業、個人（以下「保険会社等」という）は、自らの言動と姿勢が保険業法第1条の趣旨に鑑みて歪んだものとなっていないかを、常日頃から意識し、すすんで律していくことが求められるのである。

このような保険の「業務の公共性」や「助け合い（相互扶助）の仕組み」に鑑みるならば、保険業に関与する者が意識すべきコンプライアンスの意味については、単に法令を遵守することのみならず、法令遵守「等」、つまり、企業倫理、CSR（Corporate Social Responsibility）を含む広い意味で理解する必要があることは明らかである。単にミニマムスタンダードである法令だけを遵守するような姿勢では、到底「業務の健全かつ適切な運営」を行うことはできない。保険会社等において、法令遵守のみならず企業倫理、CSRを含むコンプライアンス態勢を確立することは、内閣総理大臣の免許（法3条1項）同様、保険制度という「インフラ」を取り扱うためのライセンスのひとつといえるほど重要な事項である。

以下、保険業務を行う上でのコンプライアンス態勢の確立に当たり、重要と考えられる3つの視点を指摘する。

（1）フィデューシャリー・デューティー

保険会社等は、これまで監督当局に目を向けがちであったと思われるが、今後は、当局に対してではなく、顧客と向き合い、各社横並びではない主体的で多様な創意工夫を通じて、顧客に各種の情報を分かりやすく提供するなど、顧客の利益に適う金融商品・サービスを提供するためのベスト・プラクティスを不断に追求することが求められる。保険会社等は、「他者の信任に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任」すなわちフィデューシャリー・デューティーを果たし、顧客本位の業務運営（最終的な資金提供者・受益者の利益を第一に考えた業務運営）を実行していくことが求められている（金融庁「平成28事務年度 金融行政方針」、「顧客本位の業務運営に関する原則」参照）。

対し、〈図表1-6〉に記載の事項を記載し、保険者（法人その他の団体にあっては、その代表者）が署名または記名押印した書面を交付しなければならない（保険法6条・40条・69条）。

b. 契約締結後の場面

(i) 保険金受取人¹³⁾の変更等

㊦ 保険金受取人の変更

生命保険契約および傷害疾病定額保険契約において、保険契約者は、支払事由が発生するまでは、保険者に対する意思表示により、保険金受取人を変更することができる。当該意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、その通知を発した時にさかのぼってその効力を生じる。ただし、意思表示が保険者に到達する前に行われた保険給付は有効である（保険法43条・72条）。

㊧ 遺言による保険金受取人の変更

生命保険契約および傷害疾病定額保険契約において、遺言による保険金受取人の変更が可能である。この場合、保険契約者が死亡した後に、保険契約者の相続人が保険者に保険金受取人の変更を通知しなければ、当該変更を保険者に対して主張することはできない（保険法44条・73条）。

㊨ 保険金受取人の変更についての被保険者の同意

死亡保険契約の保険金受取人変更は、被保険者の同意がなければその効力が生じない（保険法45条）。

同様に、傷害疾病定額保険契約の保険金受取人変更も、被保

12) 他方、生存保険契約の場合は、保険契約者と被保険者が異なる場合においても、保険法上は被保険者の同意を要求する規定はない。その理由は、死亡保険契約は、他人の死を賭博として利用する危険、保険金殺人の危険、被保険者の人格権侵害の危険等が認められるため、その弊害を防ぐ必要があるのに対し、生存保険契約は、こうした弊害がないと考えられていることに由来している。

13) なお、損害保険契約においては、被保険者が当然に保険給付を受け取る者となる（保険法8条）。

■図表1-6 保険契約締結時の交付書面の記載内容

	損害保険契約	生命保険契約	傷害疾病定額 保険契約
1	保険者の氏名または名称		
2	保険契約者の氏名または名称		
3	被保険者の氏名または名称その他の被保険者を特定するために必要な事項		
4		保険金受取人を特定するために必要な事項	
5	支払事由		
6	保険期間		
7	保険金額（保険給付の限度額として損害保険契約で定めるものをいう）または保険金額の定めがないときはその旨	保険給付の額およびその方法	
8	保険の目的物（保険事故によって損害が生ずることのある物として損害保険契約で定めるものをいう）があるときは、これを特定するために必要な事項		
9	約定保険価額（保険法9条ただし書）があるときは、その約定保険価額		
10	保険料およびその支払の方法		
11	危険増加に係る告知事項についての通知義務が定められているとき（保険法29条1項1号・56条1項1号・85条1項1号）は、その旨		
12	保険契約を締結した年月日		
13	書面を作成した年月日		

険者の同意がなければその効力が生じない。ただし、被保険者（被保険者の死亡に関する保険給付にあっては、被保険者またはその相続人）が変更後の保険金受取人となる場合は、給付事由が傷害疾病による死亡のみである傷害疾病定額保険契約の場合を除き、当該被保険者の同意は不要である（保険法74条）。

第2節 保険募集人の体制整備義務

1 保険募集人の体制整備義務

(1) 改正保険業法による保険募集人の体制整備義務の導入

平成24年4月の金融審議会総会における金融担当大臣の諮問を受けて設置された、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」（以下「保険WG」という）では、保険募集人の体制整備義務について議論がなされ、平成25年6月に公表された保険WG報告書では以下のように指摘されている。

「現行の保険業法においては、保険会社に対してはいわゆる体制整備義務が課せられている一方、保険募集人はそのような義務付けの対象とはされていない。

しかし、保険募集人の中には、いわゆる乗合代理店を中心に数百にも及ぶ店舗で保険募集を行うものなど大規模なものが出現していることに加え、上記のように情報提供義務や意向把握義務など保険募集人自身も行為規制の対象とされることから、所属保険会社等による管理・指導に加えて、保険募集人自身もその業務を適切に行うための体制を自ら整備することが必要と考えられる。

このため、保険会社のみならず、保険募集人に対してもその業務の規模・特性に応じ、保険募集に係る業務を適切に行うための体制を整備することを義務付けることが適当である」。

上記指摘を踏まえて平成26年に成立した改正保険業法において、以下に述べるとおり、保険募集人の体制整備義務に関する規定が導入され、平成28年5月から施行された。

(2) PDCAサイクルに即した保険募集人の体制整備

保険業法294条の3第1項は、保険募集人に対し、保険募集の業務に関

し、下記の各措置その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じることを求め、体制整備義務を課している。

- ① 保険募集の業務に係る重要な事項の顧客への説明（重要事項説明）
- ② 保険募集の業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い（顧客情報の適正な取扱い）
- ③ 保険募集の業務を第三者に委託する場合における当該保険募集の業務の的確な遂行（委託先管理）
- ④ 二以上の所属保険会社等を有する場合における当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の内容と比較した事項の提供（比較説明・推奨販売）
- ⑤ 保険募集人指導事業を実施する場合における当該指導の実施方針の適正な策定および当該実施方針に基づく適切な指導

なお、上記のうち⑤「保険募集人指導事業」とは、他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めて、継続的に当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の指導を行う事業と定義されており、具体的には、フランチャイズ形式で保険代理店業務を展開する事業がこれに当たる。

上記の保険業法上の保険募集人の体制整備義務規定を受けて、監督指針Ⅱ－４－２－９では、「保険募集人においては、保険募集に関する業務について、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか」との着眼点が示されている。

かかる着眼点も踏まえると、保険募集人の体制整備に当たっては、いわゆるPDCAサイクル（Plan、Do、Check、Act）に即した体制、すなわち、「Plan＝社内規則等の整備、Do＝役職員の教育・管理・指導、Check＝自主点検等の監査、Act＝改善に向けた対応」を組み込んだ（図表２－１）のような体制を構築すべきである。

■執筆者紹介

弁護士法人ほくと総合法律事務所

《第1章および第4章 執筆》

2008年設立。東京・札幌・旭川の三拠点体制の弁護士法人。主な取扱業務は、事業再生・倒産法分野、保険業法・保険法分野（保険窓販の弊害防止措置、保険営業企画、保険商品開発、契約管理・保全、保険金支払、不祥事件対応等、保険関連業務全般）、企業買収・組織再編、医療機関法務、税務分野、危機管理、企業間紛争等。

関 秀忠（せき・ひでただ）

早稲田大学法学部卒業。2002年弁護士登録。2006年アフラック副法律顧問を経て、2008年より弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー。著作として『保険業務のコンプライアンス〔第3版〕』、『保険業界の暴排条項対応』（金融財政事情研究会、共著）、「改正保険業法施行後の保険窓販対応」（『銀行実務』2016年6月号・12月号）など多数。

坂本 大蔵（さかもと・だいぞう）

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2004年弁護士登録。2010年より弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー（札幌オフィス）。主要取扱分野として、病院法務全般（医療関係訴訟、医師法・医療法、個人情報保護法、人事労務等）・保険法務等。

千葉 恵介（ちば・けいすけ）

早稲田大学法学部卒業。2006年弁護士登録。現在、弁護士法人ほくと総合法律事務所パートナー。著作として、『解説 保険法』（弘文堂、共著）、『コンメンタール信託法』（株式会社ぎょうせい、共著）など。

岡本 大毅（おかもと・だいき）

関西学院大学法学部卒業。2008年弁護士登録。2016年公認不正検査士（CFE）認定。2014年からオリックス生命保険株式会社に出向。現在、弁護士法人ほくと総合法律事務所所属。著作として、『保険業務のコンプライアンス〔第3版〕』（金融財政事情研究会、共著）、『新・労働事件法律相談ガイドブック』（第二東京弁護士会、共著）など。

高橋 康平（たかはし・こうへい）

慶應義塾大学法学部政治学科卒業、大阪大学大学院高等司法研究科修了。衆議院議員秘書を経て、2008年弁護士登録。企業内弁護士として株式会社ドン・キホーテのゼネラルマネージャーを務めた後、2011年より弁護士法人ほくと総合法律事務所所属。

横瀬 大輝 (よこせ・たいき)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2013年弁護士登録、弁護士法人はくと総合法律事務所所属。著作として、『これからの内部通報システム』(きんざい、共著)、「事例で学ぶ 営業店コンプライアンス実践講座」(第1・2・3分冊 きんざい、共著)など。

鈴木 裕也 (すずき・ゆうや)

早稲田大学社会科学部卒業、法政大学大学院法務研究科修了。2015年弁護士登録、弁護士法人はくと総合法律事務所所属。

又吉 重樹 (またよし・しげき)

慶應義塾大学法学部法律学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2015年弁護士登録、弁護士法人はくと総合法律事務所所属。

*

*

*

弁護士法人中央総合法律事務所

会長である中務嗣治郎弁護士が1968年に創設。大阪・東京・京都の3拠点において、金融法務を中心に、知的財産法務や国際法務等にも注力する。金融法務分野においては、銀行法、保険業法、金融商品取引法、貸金業法、資金決済法等の金融関連業法に関する実践的なアドバイスを組織的に提供することが出来るのが特徴。

錦野 裕宗 (にしきの・ひろのり)

《第2章第4・5節および第3章 執筆》

中央総合法律事務所パートナー弁護士。京都大学法学部卒業。1999年弁護士登録。2005年から2007年まで金融庁監督局保険課に任期付公務員として勤務。2012年から2013年まで金融庁金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」専門委員。

國吉 雅男 (くによし・まさお)

《第2章第1節 執筆》

京都大学経済学部卒業。2003年弁護士登録。2011年から2014年まで金融庁に任期付公務員として従事。現在、中央総合法律事務所パートナー弁護士。主な論稿として、「時論 顧客本位の業務運営に関する原則」(「金融法務事情」2017年2月10日号)。

金澤 浩志 (かなざわ・こうじ)

《第2章第2節 執筆》

中央総合法律事務所パートナー弁護士(日本・NY)。京都大学法学部、ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M. with honors)。2014年~2015年金融庁監督局総務課。著作に『The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2017 (6th

Edition) (Japan Chapter)』(Global Legal Group Ltd、共著) など。

山田 晃久 (やまだ・あきひさ)

《第2章第3節 執筆》

中央総合法律事務所パートナー弁護士。立教大学法学部卒業、法政大学法科大学院修了。2007年弁護士登録。企業法務、事業再生、訴訟に取り組み、保険募集の瑕疵をめぐる訴訟やADRで保険会社側を代理すること多数。

*

*

*

丸の内総合法律事務所

1950年創立。取扱業務は、民事、商事を中心とした企業法務一般であり、株主総会、組織再編、業務提携・M&A、リスク・コンプライアンス対応等のほか、各社の事業プロジェクトに関する事前の法的検討などの予防法務、戦略法務並びにこれらに関する訴訟、保全処分等に至るまで幅広い業務を行っている。

松井 秀樹 (まつい・ひでき)

《第5章 執筆》

一橋大学法学部卒業。1987年弁護士登録。現在、丸の内総合法律事務所共同代表弁護士。著作として、『ケースで学ぶ公正取引ガイドブック』(経済法令研究会)、『株主総会の運営と決議Q&A』(第一法規、共著編) などがある。

*

*

*

大塚 英明 (おおつか・ひであき)

《終章 執筆》

1980年早稲田大学法学部卒業。1987年同大学大学院法学研究科博士課程修了、同大学法学部教授(1995～2004年)を経て、現在、早稲田大学大学院法務研究科教授、日本保険学会理事。保険コンプライアンス・オフィサー認定試験委員長。近著に『保険販売の新たな地平：保険業法改正と募集人規制』(保険毎日新聞社、共著編) ほか、著書・論文多数。

本書の内容に関する訂正等の情報

本書は内容につき精査のうえ発行しておりますが、発行後に訂正（誤記の修正）等の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

保険コンプライアンスの実務

2017年7月30日 初版第1刷発行

編 者 経済法令研究会

発 行 者 金 子 幸 司

発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21

電話 代表03(3267)4811 編集03(3267)4823

〈検印省略〉

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

カバーデザイン／清水裕久（Pesco Paint） 制作／西牟田隼人 印刷／富士リプロ株

©Keizai-hourei kenkyukai 2017 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-2405-6

“経済法令グループメールマガジン” 配信ご登録のお勧め
当社グループが取り扱う書籍、通信講座、セミナー、検定試験情報等、皆様にお役立ていただける情報をお届け致します。下記ホームページからご登録いただけます。

☆ 経済法令研究会 <https://www.khk.co.jp/> ☆

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。